

## 令和6年第2回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月16日（金）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（12人）

会 長	1 番	宮永 誠
副会長	2 番	森 清弘
	3 番	福山 宣太
	4 番	田中 秀樹
	5 番	義山 太志
	6 番	藤島 正廣
	7 番	
	8 番	富本 太地
	9 番	
	10 番	實 穰二
	11 番	政岡 廣子
	12 番	柿山 あゆみ
	13 番	中 佐奈枝
	14 番	谷村 里香

推進委員（2名）

1 番	
2 番	幸山 真悟
3 番	
4 番	
5 番	
6 番	重 翔太

4. 欠席委員 7番 平山 純一郎、9番 樺山 哲博

欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造、4番 實村 秀樹、  
5番 東 翼

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について（5件）

- 第2 農地法第4条許可申請について（1件）
- 第3 現況証明願いについて（2件）
- 第4 農業経営基盤強化促進事業について（5件）
- 第5 地目転用通知書について（1件）

## 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁  
主 事 酒勺 英樹

### 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和6年第2回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。天候が悪く本当に皆様方の農作業等、なかなか段取り良く進んでいないのかなというふうに思っております。

徳和瀬工場もようやく20日から搬入ということで、操業ということで予定は一月延びの4月一杯だということで聞いております。まあ、ようやく始まって順調良くまたハーベスターの皆さん、輸送組合の皆さん、本当に作業量がですね。半分で大変な思いをしているということで聞いておりますので、ようやく元通りになるのかなとということところです。

また、糖度の方は過去最高ということで18度あれば単収3万円だと。単価がですね。その点は良いのかなと。しかし、収量の方が少し無いのかなというふうに伺っております。沖永良部では19. 何度かな。糖度計を振り切る糖度が出ているということで聞いておりますが、過去最高だということで糖度の方は良いということですので、4月ちょっと例年より一月延びる製糖時期になりますが、それで少しでも農家の手取りが増加すればなというふうに思います。

バレイショの方は、今のところ例年通りでスタートしているということ聞いておりますが、これがまたですね。単価の方が上がっていけばなと思います。

まあ、畜産の方にはは横ばいということでございますので、これからまたですね。非常に上がっていくものだろうと思っております。

いろいろな国の方の助成等もございますが、それでは追いつかない部分もござい

ます。また町のですね。経済課の方にもやはり例年通りいろんな肥料・資材等をですね。やはり、そういった支援をですね。強く、農業委員会としても要望して行って少しでも皆様方の営農の方を助けることができたらと思っておりますので、皆様方と一緒に、そういうところも一緒に声を挙げていければなというふうに思っております。

それでは、また本日も総会ですので、皆様方の慎重、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。今日はよろしくお願いたします。

事務局 宮永会長、ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただき事にご意義はございませんでしょうか。

#### 【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、4番委員、3番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案5件です。

議案第1号について、受付番号5号から受付番号9号は所有権移転に関する件です。受付番号6号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は京都府在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は1,086㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号5号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人も阿三在住です。

申請農地は大字阿三の畑で面積は3,125㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号7号については、譲受人は阿権在住で、譲渡人は滋賀県在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は 10,569 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号8号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は 3,201 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号9号については、譲受人は小島在住で、譲渡人も小島在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は 2,520 m<sup>2</sup>となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号5号から9号は、別添の調査書のあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは只今の説明に関連して、受付番号6号を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

9番 農地法第3条許可申請について、6号について、説明いたします。先日、8番委員、2番推進委員と調査した結果、何の問題も無いと思いますので皆様のご審議よろしく申し上げます。畑の現状といたしましては、今、ローズを植えてあります。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号6号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号6号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号6号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号5号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 農地法第3条許可申請第5号について、説明いたします。先日、4番委員、3

番推進委員と調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。畑の現況は、綺麗に耕してあって牧草を植える予定です。

4 番 5号につきましては、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号5号は、決定しました。  
次に受付番号7号について、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

1 3 番 農地法3条許可申請7号について、ご説明します。先日、14番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況としましては、キビを収穫したあとでした。今後も引き続き、サトウキビをつくるそうです。  
皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

1 4 番 只今、13番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号7号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号7号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号7号は、決定しました。  
次に受付番号8号について、調査委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10番 農地法第3条許可申請8号について、説明いたします。先日、12番委員と6番推進委員と調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様の審議よろしくをお願いします。現況は、ジャガイモを植えてありました。

12番 只今、10番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号8号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号8号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号8号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号9号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法第3条許可申請9号について、ご説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。なお、畑の現状といたしましては、ジャガイモを植えてました。

10番 只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号9号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号9号は、原案のとおり決定しました。  
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。  
次に日程第3議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条許可申請は、1議案1件です。議案第2号について、受付番号1号は、お手元の資料のとおりで簡易牛舎建設になります。申請地は、昨年7月の総会で用途変更の申請後、県より11月14日付けで用途変更の許可が下りています。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号1号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法4条許可申請1号について、ご説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、只今、事務局の説明のとおりでした。

10番 只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は原案のとおり決定しました。  
これで日程第3議案第2号「農地法第4条許可申請について」を終了します。  
次に日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を議題に供します。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案2件です。議案第3号について、受付番号2号から3号は、お手元の資料のとおりになります。受付番号2号につきましては、30年以上前から家が建っており、受付番号3号につきましては、荒廃農地になっております。農地の復旧は難しいところになっております。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号第2号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8 番 現況証明願いについて、第2号について、説明いたします。先日、5番委員、2番推進委員と調査した結果、何の問題も無いと思いますので皆様のご審議よろしく申し上げます。現況といたしましては、昔から家が建っていて、周りに他の家も無く問題無いと思うので大丈夫だと思います。

5 番 只今、8番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号2号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は申請書のとおり決定しました。

次に受付番号3号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 現況証明願い第3号について、ご説明します。先日、14番委員と6番推進委員と共に調査した結果、事務局が説明したとおりで先程の3条申請した畑におまけで付いてきたような土地ですが、耕作不能な土地でした。畑から原野に用途変更したいとの要望です。皆様のご審議よろしく申し上げます。

14番 只今、13番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3号について、質疑を行います。何かご意見等ございませんか。

6番 これ、1丁3反くらいの畑ですが。

事務局 場所としては、鹿浦橋から渡ってすぐ右手に畑総地があるんですけど、その畑総地に面した崖側ですね。昔はそこが段々畑になっていたみたいなんですけど、もう木が生い茂っていてですね。重機を入れることも不可能な所になっているので。崖なので実際は、幅としてはそんなに無いんですけど崖が高さがあるので、その分面積が入っているような。

6番 売買をする関係でこれをしている。

事務局 そうですね。申請人が島にいない方で島に帰らないで土地を置いておくということもできないので、あとあとは多分その名義が代わったあとに町に渡すのかその辺はどうなるのか分からない。

6番 売買をしやすいとるかそういう。

事務局 売買をしやすいとるかというのもあるんですけど、結局その農地として。崖が農地として登記されてるのでそれを畑のまま置いててもという。

6番 面積が多いので。いろいろあるでしょ。原野とかすると売買しやすくなって。この島だけじゃなくて、やっぱりいろいろ土地の売買でお金を儲けるという関係もありますから。大きい土地は、大きいから聞いてるわけですから。小さいと

ころはあれですけど。1丁2反、3反はあるわけですから。

農業委員会。もう今は売買しやすいというか。やっぱり前みたいに5反でないと買えないとかそういうのも良い分はあったんですけどね。まあ、今は0でもできて、気にしなければいけないのは外国の関係でね。買い集めてそれで利益を得るような方法をさせない。それも大事じゃないかと思います。以上です。

議長 ちゃんと現地調査をして、土地転がしができないというところも確認しての調査ですので、そこは大丈夫だと思います。

他にございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号3号は申請書のとおり決定しました。これで日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を終了します。次に日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案5件です。議案第4号について、受付番号1号から5号は、お手元の資料のとおりで全て賃貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号2号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番 農業経営基盤強化促進事業2号について説明します。  
先日、13番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何も問題無いと思われ  
ます。現況といたしましては、上からローズ、キビ、キビ、キビ、キビで最後は  
ローズとなっています。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

13番 只今、2番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は、原案のとおり決定しました。  
次に、受付番号第1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農業経営基盤強化促進事業1号について、説明します。先日、14番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思われま。現況としましては、上から1、2、3、4、5番目まで畑総をしてあるんですよ。一括して畑総してあるんですよ。そこはジャガイモを植えてあります。6番目は1反7畝。これは草を植えてあります。そして糸木名は草を植えてあります。よろしくをお願いします。何ら問題無いと思いますので皆さんの審議よろしくをお願いします。

14番 只今、10番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号3、4、5号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足

説明をお願いいたします。

12番 農業経営基盤強化促進事業3号、4号、5号について、説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何も問題無いと思われます。3号、4号、5号の畑を全部一枚まとめてキビを植えてありました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

10番 只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3、4、5号について、質疑に入りますが何かご意見等はございませぬか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号3、4、5号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号3号、4号、5号は、原案のとおり決定いたしました。これで日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を終了します。

それでは日程第6議案第5号「地目転用通知書について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の地目転用通知書については、1議案1件です。議案第5号について、地目転用通知につきましても、地籍調査による地目調査になります。範囲としましては、喜念集落内の一部になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 地目転用通知書1号について、ご説明いたします。

先日、地籍調査室も参加して調査していただき、1番委員、2番推進委員と調査いたしました結果、申請書のとおりで何ら問題は無いかと思ひます。地籍調査

の結果ということです。全てがこの状況ですが、最初の上の分のところだけ更地ということで、宅地となっていますが更地であります。あとはそのとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

1 番 地目転用通知書1号について、ご説明いたします。只今、11番委員のご説明のとおりですので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

5 番 これ、初めてですよ。地籍調査というのは。

事務局 何回か。はい。

1 番 喜念集落を地籍調査して、しっかり測量までして、実測して。その住宅が建っているところも田畑になっているものですから。この6件がそのまま宅地だけど、まだ田や畑の地目のままだったので、それを全部一括してやってもらうという。

議 長 良いですか。それでは、無いようですので、採決いたします。受付番号1号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は、申請書のとおり決定しました。  
これで日程第6議案第5号「地目転用通知書について」を終了いたします。  
議案の方はこれで終了です。それでは、その他に入りますが、11番委員の方からよろしくをお願いします。

11番 おはようございます。皆さん、大変お忙しい中ではございますけれども、しばらくお時間をいただきたいと思います。

先日、令和5年度農業者年金合同の地区別会議が徳之島町でありました。

参加者は、県農業会議とJA中央会議、枕崎農業委員の方、そして三町農業委員、そして三町JA関係者の方々の出席でした。

その中での枕崎の農業委員さん、市議会の議員もされてるということで、その方の事例発表がありました。それはすばらしい内容でしたので、皆さんにご紹介

をして、皆さんにお願いなどをさせていただきたいと思います。

枕崎農業委員のミズノショウコさんという方が発表されました。

そして、その中で特に注意されてるところは、農業者年金のメリットの紹介ですね。皆さんが推進するときに加入者確保の事例などですね。そして、農業者年金の魅力。例えば、終身、生涯保険であること。税制の優遇、そして保険料の額を自由に決められる。そこらへんの点において、推進されていたということでした。

そして、平成29年から活動されて加入者が9名程いらっしゃるようですが、うち女性が2名、夫婦が1組などの内容となっているようで、そして、ミズノさんが結びとしておっしゃったのは、加入推進とは農業者の将来設計の手伝いということ。そして、農業者年金のことを知らなかったということと言われることだけは、私たち農業委員として避けたいということをおっしゃっておられました。

そして、このすばらしい内容で私たちも感動を受けたところですが、締め切りの方も推進も1、2ヶ月と迫っておりますので、皆さんにもぜひまた推進をお願いしたいということで私たち伊仙町は2件ほど確保されていますけれども。そして、これから皆さんにも今日は時間を本当はとってゆっくり会合を持ちたかったんですが、こういう時期でもありますので今日また文書の方でお願いしたいと思いますが、そして説明の中で今まで2022年ですね。この内容がたまたま家にあったものですから、皆さんがこちらで説明するだけでは難しいかなと思いたので、こういうのがあれば話しやすいのかなということで事務局の方でこれをコピーしていただいて、こちらに名簿なども付けさせていただきました。

そういうことで皆さんに1、2ヶ月の間でぜひとも1、2件は最低確保したいと思っておりますので、皆さん、地区の方で資料にもありますのでこの方と思われる方は、皆さんでご検討いただいて声掛けをしていただいて、また反応のある方に誰々さんがこうこうということで事務局の方に連絡していただければ、私たちもそちらへお願いにあがりたいと考えておりますので、この資料を渡しながら説明またお願いをしたらしやすいのかなということで、皆さんもご検討いただき、ぜひ地区の方でも声掛けの方もよろしくお願いしたいと思います。

また、新しいメンバーの方も入りましたら、時間をかけて今後、農業者年金のことについて、皆さんと一緒に会合もしたいと思っております。

ということでぜひまた1、2件は絶対ほしいと思っておりますので締め切りまでに推進、確保をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、他に皆様方からございませんか。

6 番 さっき、会長から冒頭話しがあつたので。製糖工場の件。

これは、約2ヶ月くらい。どういう状況かというのやっぱマイクとかでも放送して、我々に知らせるべきじゃないかと思ってね。

20日からということで会長からあつたわけですが、これ本当はね。公共性があるんですよ。キビ4,000円しかないのに全部あれでしょ。そういうことを考えたら、1工場は仕方ないとかいろいろあるんですけど、やっぱり農業委員会から要望あるいは経済課、町長もそういう要望もしていかないとね。

ただ故障、故障と言って、ずっとこのようにして。キビは花咲いて、本当は半分くらい終わってないといけない。だから、そういう状況の中でこれはずっと黙っていて、放送もしないで。本当、今までこういうことは無かつたんだけど。これ、どういう故障か全然意味分からんわけです。来月もこうやってできないような故障をさせてしまって。しかも噂に聞いたら、フィリピンから取り寄せるとか。

やっぱこういうことをね。我々農業委員会も結局農業者の代表者ちゅうかあれですが、そういう交渉とか向こうに陳情、どういう状況かというのを言うべきじゃないかと思ってね。経済課あるいは農協どういうふうにしてるか私は分からんわけだが、このまま黙ってずっと知らない。全然、直らなかつたら、6月までもサトウキビ。そうしたら駄目になるからね。だから結局、損をするのは農家。

やっぱりそういうふうに皆さん考えてね。もうこれは仕方ないんだけど。やっぱり状況説明をしてもらわないといけないんじゃないかと思う。以上です。

議長 南西糖業の方にもそのように伝えておきます。

**【故障内容等説明】**

我々農業委員の組織としても言っていくことも大事じゃないかと思います。

6 番 国とか県にも要望して。やっぱり三町あるいは他の島も可能性があります。

ということね。公表して。やっぱ、こういうことが無いように。何の説明も無いまま、ほったらかして良いのか。ということです。

議長 他にございませんか。よろしいですね。

それでは、これで総会を終了します。お疲れ様でした。